



平成 30 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 静岡ガス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 岸田 裕之
(コード：9543 東証第1部)
問合せ先 コーポレートサービス部
総務担当マネジャー 藤田 猛
(TEL. 054-284-4141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 7 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 23 日開催予定の第 170 回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 変更の目的

- (1) 取締役会の経営監督機能の強化を図るため、社外取締役を増員すべく現行定款第 19 条の取締役の員数を 10 名以内から 11 名以内に増員するものであります。
- (2) 経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行い、執行役員に業務を執行させることで、経営の健全性および効率性の向上を図ることを目的として平成 19 年に執行役員制度を導入しておりますが、これを定款に記載し、執行責任者の役位を社長執行役員と定めるとともに、現行定款の取締役に関する規定ならびにその他の関連規定につき、文言の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙の通り

3. 日程

本定款変更については、平成 30 年 3 月 23 日開催予定の第 170 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決された後、効力が発生します。

以 上

(下線部は変更部分)

現行	変更案
<p>(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(議長) 第 14 条 株主総会は、<u>社長執行役員が議長となる。</u> ② <u>社長執行役員に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、代行者が議長となる。</u></p>
<p>第 4 章 <u>取締役および取締役会</u> (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>第 4 章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u> (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 ② <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会長)</u> 第 23 条 <u>取締役会の決議により、取締役会長を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、<u>取締役会長が招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第 24 条～第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条～第 32 条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役員)</u> 第 33 条 <u>取締役会は、その決議により執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる。</u> ② <u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>
<p>第 32 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>第 34 条～第 49 条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>